

滄浪閣の町指定文化財の指定範囲にかかる建物の取り扱いについて

滄浪閣は、関東大震災後に李王家の別邸として建てられ、大正期のモダニズムの雰囲気を留めた建物として平成20年に大磯町指定有形文化財に指定されました。指定範囲は、和室棟、洋室棟、玄関・事務棟、旧侍女棟、旧調理・配膳棟、および建築年代は不詳でしたがレストラン棟（旧ホール棟）を含む6棟を指定しています。

この度、明治記念大磯邸園整備事業にあたり調査が行われ、レストラン棟は昭和20年代に増築されたものであるなど、新たな史実が判明しました。その結果、李王家時代の建物とレストラン棟の建築年代の違いなどから、町指定文化財の指定範囲を見直す必要性なども検討しています。また、見直しにより、李王家時代の建物の復元などにも影響があると推測しますが、レストラン棟については、改修または撤去が検討されている状況にあります。

しかしながら、レストラン棟につきましては、昭和20年代に建築されたとしても既に70年以上が経過しており、東海道側から見た別荘の景観の象徴的存在として、地域住民にも永く親しまれてきた建物です。大磯町民にとってみれば、いわば、実質的に滄浪閣の名を継承してきた建物であり、東海道の松並木に隣接し、大磯町の代表的な景観を構成する重要な建物です。

現状、町指定文化財の指定を審議する機関である大磯町文化財専門委員会において十分に協議されていないため、現段階では明確な判断はできませんが、李王家時代の建物とレストラン棟の範囲を分け、それぞれの指定の考え方を整理した上で二つの文化財として新たに指定し直すなども考えられます。

また、明治記念大磯邸園の邸宅の保存・活用を検討していく上で、特にレストラン棟の2階は滄浪閣の他の部屋に比して広い空間を有しており、その雰囲気なども生かした中で、来園者が近現代史を学ぶための空間として利活用することが期待されます。

以上のことから、滄浪閣という長い歴史の一部を構成するレストラン棟については、滄浪閣全体を李王家時代を目安に復元するという明治記念大磯邸園基本計画の方針を踏まえつつも、建物全体を取り壊すことなく、外装や内装を可能な限り変更せずに残していくべきものと考えます。

以 上